

オートポリス会員 入会のご案内

◆取得資格

【2輪ライセンス】

1) 20歳以上

- ・ 車種、運転免許証所持の制限はない。

2) 未成年者（16歳以上20歳未満）

- ・ 運転免許証所持の制限はない。
- ・ 親権者の同意書、捺印の実印に対する印鑑証明（3ヶ月以内のもの）が必要。
- ・ 受講日、走行日については、親権者もしくは親権者より代行者として委任され、委任状を提出した同行者の付き添いが必要。（同行者は成人であること）

3) 未成年者（12歳以上16歳未満）

- ・ 運転免許証所持の制限はない。
- ・ 親権者の同意書、捺印の実印に対する印鑑証明（3ヶ月以内のもの）が必要。
- ・ 排気量124cc～249ccまでの車両限定とする。
- ・ 受講日、走行日については、親権者もしくは親権者より代行者として委任され、委任状を提出した同行者の付き添いが必要。（同行者は成人であること）
- ・ 12歳以上であること。
但し、当年12歳の誕生日を迎える場合は11歳で取得可能とする。

【4輪ライセンス】

1) 20歳以上

- ・ 車種、運転免許証所持の制限はない。

1) 18歳以上20歳未満

- ・ 走行車種、運転免許証所持の制限はない。
- ・ 親権者の同意書、捺印の実印に対する印鑑証明（3ヶ月以内のもの）が必要。
- ・ 受講日、走行日については、親権者もしくは親権者より代行者として委任され、委任状を提出した同行者の付き添いが必要。（同行者は成人であること）

2) 満16歳～18歳

- ・ 走行車種、運転免許証所持の制限はない。
- ・ 走行車両は次の車両に限る。ただし、満18歳になれば走行車両の制限は無くなる。
 - ・ F J - 1 6 0 0 ・ フォーミュラ・ルノー等
 - ・ S - F J ・ その他フォーミュラカー ・ F 4
- ・ 親権者の同意書、捺印の実印に対する印鑑証明（3ヶ月以内のもの）が必要
- ・ 受講日、走行日については、親権者もしくは親権者より代行者として委任され、委任状を提出した同行者の付き添いが必要。（同行者は成人であること）

【カートライセンス】

1) 20歳以上

- ・ 車種、運転免許証所持の制限はない。

2) 未成年者（12歳以上20歳未満）

- ・ 運転免許証所持の制限はない。
- ・ 親権者の同意書、捺印の実印に対する印鑑証明（3ヶ月以内のもの）が必要。
- ・ 受講日、走行日については、親権者もしくは親権者より代行者として委任され、委任状を提出した同行者の付き添いが必要。（同行者は成人であること）
- ・ 12歳以上であること。

但し、当年12歳の誕生日を迎える場合は11歳で取得可能とする。